

障がい者福祉協議会（以下、「障がい協」という）と岩手県知的障害者福祉協会（以下、「知福協」という）が合同で行った復興支援活動は次のとおりです。

障がい協・知福協会員施設の被害は、全壊10カ所、半壊16カ所、設備被害等40カ所、公用車流失11台でした。職員の被害は、死亡・行方不明4人、職員の同居家族の死亡44人、職員の自宅全壊121人、半壊25人でした。

利用者の被害は、死亡・行方不明28人、同居家族の死亡・行方不明44人、自宅全壊229人、自宅半壊74人など、自宅や家族を失った利用者が多数ありました。

## （1）障がい協・知福協合同支援プロジェクトによる支援活動

### ① 結成の経緯

知福協による東日本大震災に関する合同支援の活動は、平成23年3月16日に開催した障がい協・知福協合同正副会長会議から始まりました。

両組織の会長を久保田博ワークセンターわかくさ施設長が務めていたことと、県社協が事務局を担っていたという共通点があったことから、被災した会員事業所の救援方策を両組織が話し合うために合同で会議を開催したものです。

会議では、

- ① 全社協、日本知福協に対する県社協障がい協、県知福協両会長連名の人的派遣要請
- ② 岸内会員施設・事業所への被災施設・事業所への職員派遣要請
- ③ 県知事、県議会議長に対する障がい者福祉事業所への物資の優先的供給の要望を行うことを決め、また、3月19日に両組織の正副会長が分担して大船渡、宮古方面に実地調査へ行くことを決定しました。

3月18日には、2回目の正副会長会議を開催し、翌日の現地実地調査及び第1回物資運搬方法と分担、崩壊した施設・事業所への職員派遣へ向けた呼びかけ方法を協議しました。

3月19日、両組織の正副会長による最初の被災施設・事業所現地調査及び物資運搬を実施。この最初の物資運搬には、沿岸部で被災した障がい福祉サービス事業所を熟知している県社協障がい者就労支援振興センターのコーディネーターが同行しました。

この時は、物資も十分ではありませんでしたので、両組織の正副会長が各所属先事業所から持ち寄った物資を、当時災害用緊急車両の指定を受けていた県社協の公用車で運搬しました。第1回被災施設・事業所現地実地調査及び物資運搬は、次のメンバーとなっています。

### ●宮古・山田コース

- ・障がい協・知福協
- ・久保田会長（ワークセンターわかくさ施設長）
- ・障がい協
- ・利府副会長（ファーム仁王所長）
- ・障がい者就労支援振興センター
- ・阿部コーディネーター

### ●気仙コース

- ・県知福協
- ・松岡副会長（地域生活支援センターしおん所長）
- ・ヒソップ工房
- ・阿部施設長（障がい協幹事、知福協理事）
- ・ワークセンターわかくさ 高橋就労支援員
- ・障がい者就労支援振興センター
- ・照井コーディネーター

3月19日午後5時、現地実地調査隊の帰還を待ち、第1回報告会を開催。この報告会で今後とも長期的に被災施設への支援活動を進めるため、「東日本大震災障がい協・知福協合同支援プロジェクト（以下、「合同支援プロジェクト」という。）の立ち上げを行いました。

この後に、70回に渡り継続開催することとなった「東日本大震災障がい者支援活動推進プラットホーム会議」は、この会議を第1回会議としています。

### ② 被災した会員施設・事業所の復興支援ニーズに基づく活動

## 1 相談支援活動

合同支援プロジェクト活動の一環として、被災した障がい福祉事業所の運営や他事業所からの応援職員派遣、物資要望、施設設備の修繕、内陸事業所への集団避難、サービス給付費の請求事務など、困っていることの相談支援を実施し、電話相談や物資運搬時の聞き取り相談を実施しました。

寄せられた主な相談は次のとおりでした。その課題をそれぞれ関係機関に繋ぎ、課題解決のため、岩手県への要望活動も行いました。

### ● 寄せられた主な相談内容と対応

- ・全壊流失してしまった新築グループホームへの国・県補助について→県へ要望
- ・仮設住宅を活用したグループホーム、ケアホーム建築について→県へ要望
- ・通所施設に避難している職員、利用者を対象にした入浴サービスについて→バスをチャーターし、隣接圏域の他施設へ移送を実施
- ・在宅障害者を対象にした入浴サービスについて→全国脊髄損傷者連合会によるサービス実施を人的・物的に支援
- ・会計ソフトの起動について→専門の業者へつなぎ

## 2 支援物資の運搬活動

3月19日の第1回物資運搬以降、障がい協・知福協役員、両組織の会員施設職員が分担して対応し、10月末までに45回の運搬を実施。そのほとんどに県社協障がい者就労支援振興センターのコーディネーターが同行しました。

震災直後は、飲料水や食糧、衣類、衛生用品を中心だったものが、次第に鞄や靴、防虫剤、遊具、調理器具など、より生活の質を高めるものに変化していきました。

運搬する物資は、県災害対策本部や日本知的障害者福祉協会、全国社会就労センター協議会から大量の供給を受けたほか、インターネットでの支援物資募集や、全国各地から頂戴した寄付金をもとに必要物資を購入し、被災した障がい福祉事業所や在宅障がいの方々への物資支援を行いました。

物資の集積場所は、震災直後に障がい者支援施設萩の江(北上市)やしいのみホーム(盛岡市)、あすなろ屋(あすなろ園分園、盛岡市)など県内2~3カ所に分けて保管していたものを6月17日からは、旧盛岡短期大学建物内のスペースを借用し、一括して保管できるようにしました。また、沿岸部の障がい福祉事業所を対象

にした物資領布会を平成23年10月と12月、平成24年11月に実施しました。

物資運搬にあたっては、平成23年4月から5月初旬には東京都国立市内の障がい者施設職員、5月下旬から8月末までは東京・神奈川身体障害者福祉施設協議会加盟施設職員に応援頂き、円滑に運搬することができました。

## 3 「まけるもんか岩手!マグカップ」による支援活動の展開

平成23年7月、京都府の社会福祉法人相楽福祉会の廣瀬明彦理事長(当時)が、県社協を訪問され、「東日本大震災関西障害者応援連絡会(参加団体:京都府内の障がい福祉サービス事業所12カ所)の取組みとして、寄付金によるマグカップを製作し、それを販売することによって得た収益金を寄付したい。」とのお話しを頂きました。

また、廣瀬氏からは、マグカップに描くデザインとして、県社協障がい者就労支援振興センターがデザインアドバイザーを委嘱している山崎文子氏による「まけるもんか岩手!」のデザインを無償で使用させてほしい旨の依頼も頂きました。

「まけるもんか岩手!」のデザインは、もともと山崎氏が無償提供を前提に製作していたこともあり、山崎氏も無償でのデザイン利用を承諾、ここに後に関係者では知らない人はいないと言われるほど認知度が高まった「まけるもんか岩手!マグカップ」が誕生しました。

「まけるもんか岩手!マグカップ」は、関西での販売12,000個分と岩手県内の販売8,000個分の代金が支援金となり、合同支援プロジェクトでの検討により、被災した会員事業所の芸術活動や余暇活動支援等に活用されることとなりました。また、支援金の口座は知福協が用意し、以後、マグカップ協力金による被災会員事業所を対象にした支援活動は知福協が中心となって展開されてきました。

これまで、「まけるもんか岩手!マグカップ協力金」をもとに実施された主な支援活動は次のとおりとなっています。



- 被災障がい者に対する年末年始の年越しそば、お餅の提供  
平成23年12月、沿岸部の在宅障がい者1,137人分
- 被災グループホーム・ケアホーム利用者支援  
利用者1人あたり5万円を上限に、家具・電化製品や生活を豊かにする娯楽用品購入資金として希望者43名に支援
- 被災障がい福祉サービス事業所の日帰り旅行支援  
5事業所、368人分
- 沿岸部グループホーム・ケアホームへの防災用品提供  
7事業所、発電機、常備食、避難用具など
- 内陸部グループホームへの防災用品提供  
88事業所、非常用持出袋、缶入乾パン、懐中電灯、応急手当用具などのセットを  
1ホーム1セット提供支援
- 沿岸部グループホーム・ケアホームへの衛生用品提供  
5事業所、洗剤、清掃用品、衛生用品など
- 沿岸部グループホーム・ケアホームへのまごころ產品提供  
5事業所、1人5,000円を上限に提供を希望する利用者48名分
- 沿岸部障がい福祉サービス事業所、団体からの特別要請による支援  
わらび学園(虎舞用具)、釜石市すくすく親子教室(遊具、絵本)、いわて脳外傷友の会イーハート(さおり織機)

#### ④ 人的支援活動

山田町にある障害者支援施設はまなす学園(定員:生活介護46名、施設入所支援40名、共同生活介護9名)は、東日本大震災による大津波で施設建物が全壊・流失し、当時、午後の入浴中だった利用者など全利用者は、施設のマイクロバス2台と公用車1台で近くの高台に避難、その後、町内の青少年の家の2階に全員が避難し、会議室に布団を敷いて寝泊りするなど不自由な避難生活を送っていました。

はまなす学園のこうした状況を把握した合同支援プロジェクトでは、各組織の会員施設・事業所へ職員派遣の要請を行いました。プロジェクトの呼びかけに対し、県内障がい福祉施設から延べ309人の職員が3月23日から7月17日まで、3~4日交代で継続的に支援に入りました。

はまなす学園への人的派遣の調整、コーディネート

は、障がい協及び県知福協事務局担当者が当たりました。なお、北海道、青森県など県外からの人的派遣のコーディネートには県障がい保健福祉課があたりました。

#### ⑤ 見舞金の配分

被災した会員事業所への義援金は、震災直後から日本知的障害者福祉協会や全国社会就労センター協議会などの全国的な団体から寄せられ、4月には県内の障がい協会員施設や知福協会員施設に募金を開始しました。

募金の結果、県内障がい福祉施設はもとより全国社会就労センター協議会会員、個人等から多額の義援金が寄せられ、障がい協が受け付けた義援金は、22年度分1,000,000円、23年度分16,142,508円、24年度分849,303円、合計17,991,811円となりました。このうち10,750,454円が23年度及び24年度に被災施設への見舞金に充てられたほか、支援物資の購入費として活用されました。

知福協に寄せられた義援金は、22年度3,333,334円、23年度28,376,553円、24年度640,075円、合計32,349,962円となりました。また、マグカップ販売による支援金は23年度、24年度の2カ年で11,371,110円となりました。このうち21,410,000円が23年度及び24年度見舞金に充てられたほか、支援物資購入費や防災用品購入費、利用者日帰り旅行費用等に充てられました。

見舞金の配分先は、障がい協44事業所、知福協では34事業所となりました。

見舞金の配分基準は次のとおりです。

#### ●被災した施設利用者に対する見舞金

①利用者本人死亡または行方不明、住宅全壊・流失・全焼

②利用者の家族死亡または行方不明、住宅全焼・半壊

③利用者本人負傷、住宅浸水

#### ●被災した職員に対する見舞金

①職員本人死亡または行方不明、住宅全壊・流失・全焼

②職員の家族死亡または行方不明、住宅全焼・半壊

③職員本人負傷、住宅浸水

#### ●施設設備の修繕費の一部補助

●震災で破損した設備の修理・取り換えに関する費用の一部補助

●流失した公用車の購入費用

●公用車の損失率をもとにした車輌購入費の一部補助

## 6 職員・利用者のメンタルケア支援

震災から1年余りが経過した平成24年度になって、沿岸部の障がい福祉サービス事業所から「休んでも疲れが取れない。」「夜に熟睡できない。」「気持が疲れて、積極的に何かをしようという気持が出てこない。」などの話を聞く機会が多くなってきました。

こうした状況を受け、合同支援プロジェクトでは、平成24年度の支援活動のテーマを「沿岸部障がい福祉サービス事業所利用者・職員のメンタルケア推進」とし、事業所の日帰り旅行を支援する「日帰り旅行支援事業」、事業所の祭りやイベントを支援する「お楽しみの集い事業」、職員の休暇取得を進め心身のリフレッシュを図っていただくことを目的とした「生活支援員・講師派遣事業」を実施しました。

このうち、「お楽しみの集い事業」では、知福協危機管理委員会委員が焼きそばコーナー担当として陸前高田市のあすなろホーム、大槌町のわらび学園のイベントに参加し、利用者や職員、地域の方々に焼きそばの無償提供を行いました。

また、「日帰り旅行支援事業」では事業費の一部として前述のマグカップ協力金も活用されました。

## 7 関係機関・団体との連携

合同支援プロジェクトが立ち上がった平成23年3月19日、被災した沿岸部の障がい福祉サービス事業所への支援物資運搬の都度、被災地で把握した障がい福祉サービス事業所や障がいをお持ちの方の支援ニーズを報告し合い、次回の支援活動に繋げるための報告会を行なうことが確認されました。

以後、同年6月までの間、毎週2回の物資運搬と活動報告会が開催されてきましたが、合同支援プロジェクトの活動が少しずつ関係団体・機関に広まるにつれ、沿岸被災地での障がい福祉サービス事業所や被災した障がい者の支援ニーズ情報を求め、様々な機関や団体から「活動報告会に出席させて欲しい。」との声が寄せられるようになってきました。

これらの機関や団体に対し合同支援プロジェクトでは、自由に参加いただくこととし、特定非営利活動法人難民を助ける会、共同作業所全国連絡会、JDF被災障がい者支援いわて本部など様々な機関・団体が集まつてくるようになったことから、6月から会議の名称をこれまでの「県社協障がい協・知福協合同支援プロジェクト活動報告会」から「東日本大震災障がい者支援活動推進プラットホーム会議」と改めました。

「プラットホーム」という言葉の中には被災地の障がい者支援を行う機関や団体が自由に参加して支援ニーズ

を含む情報を交換し合い、会議の場で出された支援ニーズがそれぞれの機関・団体の活動につながる、いわばニーズの相互乗換えができる場であるという意味が込められています。

会議では、平成23年3月19日の第1回活動報告会から平成25年2月29日まで、70回に渡り各参加団体相互の活動内容や把握した支援ニーズのつなぎを実施し、平成25年3月5日のプラットホーム会議参加団体活動報告会を持って一時休止しています。

この間、会議に参加した機関や団体からの情報交換により、被災した障がい福祉サービス事業所や被災された障がいをお持ちの方の支援につながった主な事例は次のとおりとなっています。

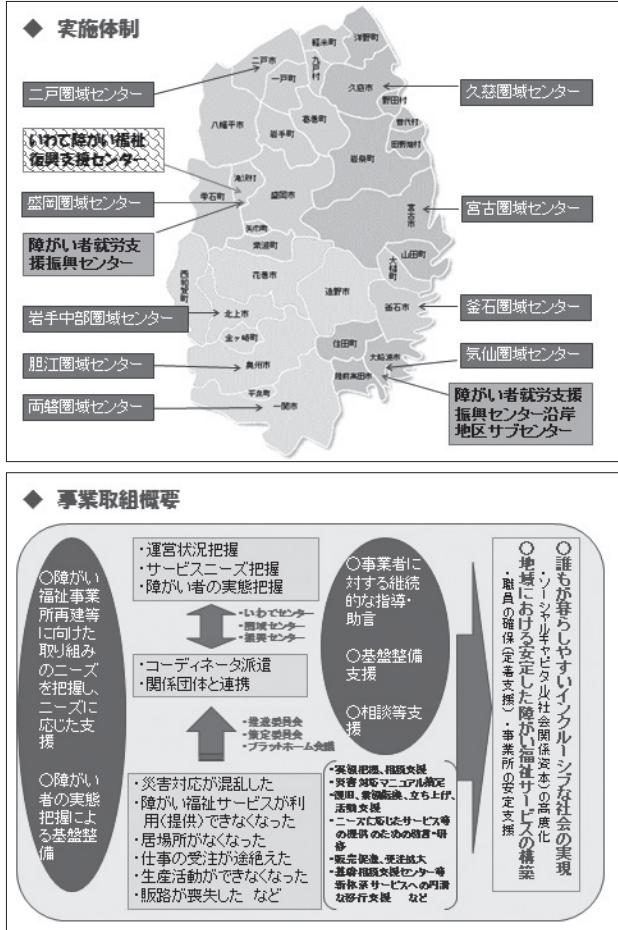
### 【プラットホーム会議でニーズと支援がつながった主な活動】

- あすなろホーム（陸前高田市）敷地内の地割補修 支援物資運搬時の現地状況報告から特定非営利活動法人難民を助ける会の補修につながる
- 山田町での移送サービス支援 支援物資運搬時の現地状況報告からJDFいわて支援センターによるサービス実施につながる。
- 沿岸部で被災した障害福祉サービス事業所への物資配布 支援物資運搬時の現地状況報告から様々な機関・団体による燃料や様々な食品、福祉機器・介護用品、生活用品、事務用品等のなどの配布につながる。
- 県内重症心身障害児へのポータブル発電機の配布 会議に出席した県重症心身障がい児者を守る会からの支援ニーズ要請を受け、特定非営利活動法人難民を助ける会の支援につながる。

## (2) 障がい福祉復興支援センターの開設

### ① 事業実施の経緯

障がい福祉復興支援センター事業は、東日本大震災において甚大な被害を受けた被災地の障がい福祉サービス事業所が、復興期において安定したサービス提供を行うことができるようになることを目的に、国の第3次補正予算において「被災地障害福祉サービス基盤整備事業」として平成23年度及び24年度を事業実施期間とし岩手、宮城、福島3県限定で実施されたものです。事業の実施財源は、24年度をもって終了となる「障害者自立支援対策臨時特例交付金」の積み増しによるものです。



平成25年度については、上記特例交付金の取扱いについては、別途検討することとされているものの、障がい福祉サービス等における震災からの復旧・復興については、「障がい福祉サービスの再構築支援(復興庁)」が予算措置されています。事業は平成23年度から岩手県からの県社協への委託事業として実施されています。

障がい協及び知福協は、障がい福祉復興支援センターの活動を全面的に支援することとし、推進委員会及び障がい者の災害対応マニュアル策定委員会に久保田博両組織会長が委員長に就任したほか、両組織の役員が事業所支援アドバイザーを担うなど、主要なメンバーとして参画しています。

## ② 事業の目的、事業内容

### ① 事業の目的

県内の障がい福祉サービス事業所が、東日本大震災津波からの復興期において安定した運営ができるようになるため、事業所の活動支援等を行うことにより、被災地における障がい児・者に対する福祉サービスが円滑に提供できる体制を整備することを目的としています。

### ② 事業内容

本事業は、沿岸4圏域(久慈、宮古、釜石、気仙)及び内陸5圏域(二戸、盛岡、岩手中部、胆江、両

磐)に「障がい福祉復興支援センター圏域センター」を設置し、これを統括する「いわて障がい福祉復興支援センター」を盛岡市に設置するとともに、これらのセンターに職員(コーディネーター等)を配置し、次の事業を行いました。

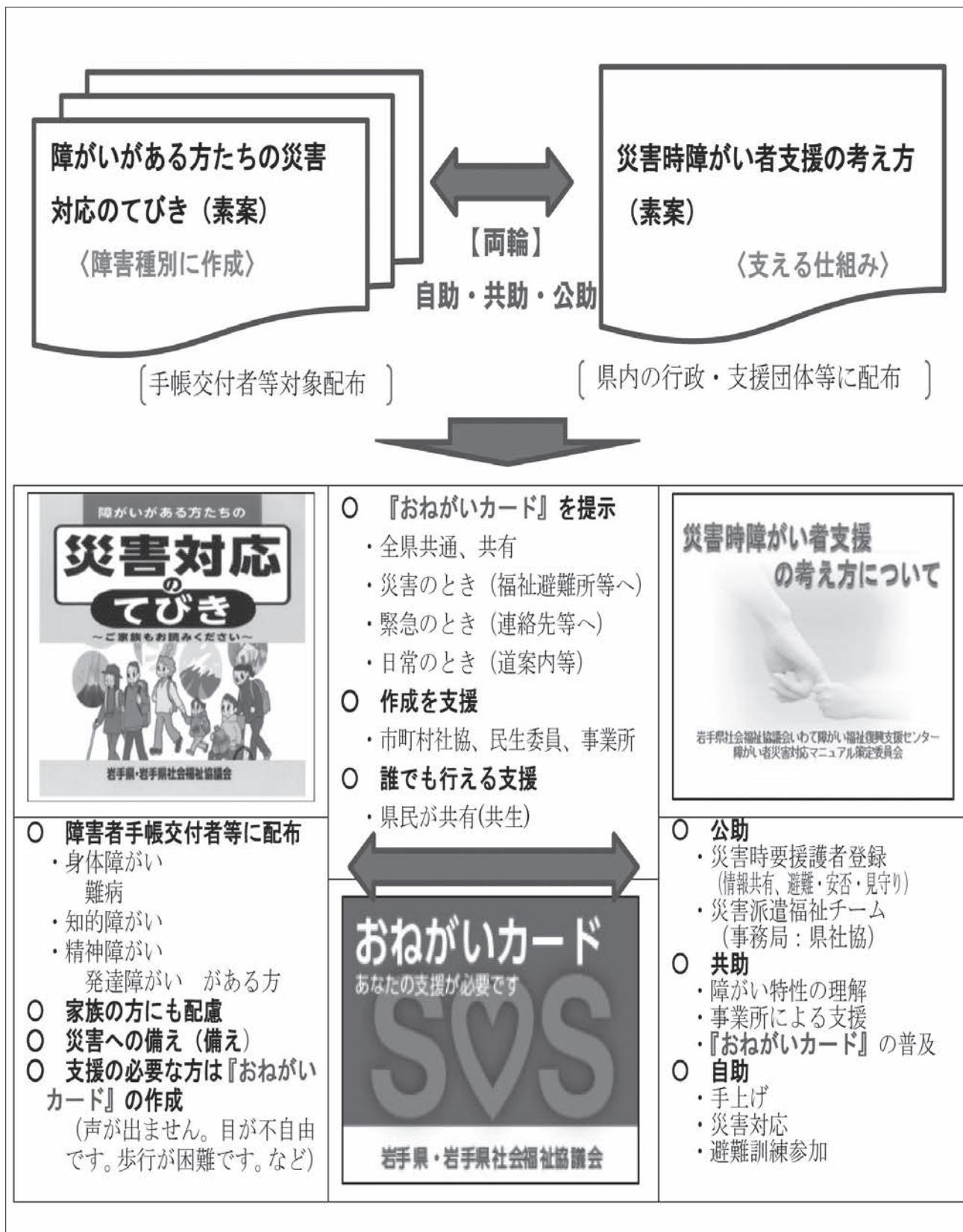
なお、前記事業に加え、平成24年度においては、「東日本大震災津波による被災障がい者実態把握調査事業」や「障がい者災害対応マニュアル(てびき)策定」にも取組みました。

「障がい者災害対応のてびき」は、東日本大震災での被災経験を踏まえ、災害時において障がいのある方が大切な命を守るために日頃の備えや避難所での生活等についてまとめたもので、障がいを持つ人が災害時に限らず平常時から自分の障がいや手助けしてもらいたいこと、連絡先などを記載し、他の方に提示することにより、自分の情報を伝えやすくなるためのツールである「おねがいカード」を添付しています。

### 【障がい福祉復興支援センターの事業内容】

- 障がい福祉事業所サービス提供の底上げを図るための支援
  - ①アドバイザー派遣による事業所個別支援
  - ②圏域単位のきめ細やかな研修事業実施による事業所職員の資質向上
- 地域の課題解決のための地域自立支援協議会との協働による障がい福祉サービス体制整備検討及び支援
- 「災害対応のてびき」の普及啓発と震災時に安全に避難できる仕組みづくりへの支援
- 相談支援体制の充実強化支援等(基幹相談支援センター設置促進等)
- 圏域ニーズに基づいた障がい福祉サービス増加や新事業所開設のための経営診断、支援研修等の実施
- 仮設住宅等に居住する障がい者のニーズ支援(見守りやニーズに応じた関係機関へのつなぎ等)
- 障がい者就労支援事業所の活動支援
  - ①流通業、製造業等の一般企業に対する販売促進活動による事業所自主生産製品及び請負作業の販路拡大
  - ②イベントの情報収集及び共同企画・協働受注による一般消費者に対する販路拡大
- 被災障がい者実態把握調査の実施
- 障がい者災害対策マニュアル(てびき)の作成

【「てびき」と「支援の考え方」のイメージ】



岩手県社会福祉協議会 障がい者福祉協議会  
会長 久保田 博

今にでもまた、同じような震災が来るのではないかと思ってしまいます。テレビに映しだされる津波の映像や再三起きる震度4程度の地震には慣れましたが、恐怖心はなくなりません。内陸で生活する私でさえこのように思うのですから、沿岸の仮設住宅で生活する方々の心労は計り知れないものがあると思います。

想定外とはいっても、私たちの団体でも、このような大震災に対する対応は考えていました。今回は、急遽、必要に応じてチームを作り、会員、非会員問わず支援をすることができましたが、しかし、結果としてこれで良かったのか、今だ、復興・復旧に程遠い沿岸被災地の仲間たちの今後を考えると、暗澹たる気持になります。今回のような大震災では、常日頃からの組織的な支援の仕組み作りと見直し、そして、自助・共助・公助の考え方の周知は絶対に必要なことだと思います。津波被災地の方々が一刻も早く安心して暮らせる日が来ることを祈念し、今後も微力ながら支援に努めてまいります。



岩手県知的障害者福祉協会  
副会長 阿部 孝司

2011年3月11日の東日本大震災以降、岩手県知的障害者福祉協会では次のような活動を行いました。経過を振り返ります。

3月16日・第1回県社協障がい協・県知福協合同正副会長会議をふれあいランド岩手で開催。ガソリン不足の中、知福協からは3名しか集まることができず、計8名で被災した会員施設の救援方策を話し合い、①全社協・日本知福協への人的派遣要請、②県内会員施設に被災施設への職員派遣要請、③県知事・県議会議長へ福祉事業所に対する物資の優先的供給の要望を行うことを決定しました。

3月18日・第2回県社協障がい協・県知福協合同正副会長会議の開催

3月19日・宮古・山田コースと気仙コースに分かれて、現地実地調査及び第1回物資運搬の開始。午後5時にふれあいランドに帰還し、第1回報告会を実施。長期的な活動が予想されるため、「東日本大震災障がい協・知福協合同支援プロジェクト」を立ち上げ、会議名を後に「プラットホーム会議」とし、週に2回物資運搬と会議を行うこととする。その取組みは、2013年2月26日まで70回の会議が開催され、3月5日の報告会をもって一旦閉じられました。

私は、第1回の物資運搬で気仙コースを担当し、法人内や盛岡の仲間の施設に呼びかけて物資を集め、トラック一杯の支援物資を持って陸前高田や大船渡に走りました。あの時の街の光景と施設で出会った職員の表情はとても忘れることができません。

知福協としては、①物資運搬、②人的派遣、③相談支援、④義援金の配分・活用、⑤その他、入浴サービスや通院支援、県への要望活動などなど多岐にわたって支援活動を行なって参りました。その一つ一つに人間のドラマがあり、語りつくせない内容の数々があります。

なお、24年度には、危機管理委員会で「大規模災害時の対応要領」も策定しました。

今後も長期的・継続的に支援を行って参りたいと思います。

